株式譲渡制限設定につき株券提出公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき取締役会の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十六年七月十四日までに当社にご提出下さい。

平成二十六年六月十三日

佐賀県唐津市中瀬通一〇番地三一

唐津港運輸株式会社

代表取締役　久保　康昭

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である吉海智が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十六年六月十三日

熊本県上益城郡益城町大字田原二〇八一番地一七

トレジャーオブテクノロジーアメリカ・インコーポレイテッド

日本における代表者　吉海　智

限定承認公告

本籍千葉県館山市長須賀二九二番地、最後の住所千葉県館山市北条七三九番地の一五

被相続人　亡　吉野　達男

右被相続人は平成二十五年四月二十日死亡し、その相続人は平成二十六年六月六日千葉家庭裁判所館山支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年六月十三日

千葉県館山市北条七三九番地の一五

限定承認者　吉野　隆志

限定承認公告

本籍東京都三鷹市中原四丁目五四三番地、最後の住所東京都三鷹市新川五丁目一八番二一号

被相続人　亡　島田　榮子

右被相続人は平成二十六年一月三十日死亡し、その相続人は平成二十六年六月五日東京家庭裁判所立川支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年六月十三日

東京都文京区湯島四丁目五番一号

相続財産管理人柳淳子

代理人弁護士　上岡　秀行

限定承認公告

本籍岐阜県岐阜市東島一丁目一三番地、最後の住所岐阜県岐阜市古市場三二番地一黒野コーポ二一六号室　被相続人　亡　渡邉なお子

右被相続人は平成二十六年一月十五日死亡し、その相続人は平成二十六年六月六日岐阜家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年六月十三日

岐阜県岐阜市古市場三二番地一黒野コーポ二一六号室　相続財産管理人　渡邉　信広

限定承認公告

本籍香川県三豊市詫間町箱九一三番地二、最後の住所香川県三豊市詫間町箱九一三番地二

被相続人　亡　糸口　昭如

右被相続人は平成二十六年三月二十八日死亡し、その相続人は平成二十六年六月五日高松家庭裁判所観音寺支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年六月十三日

香川県三豊市詫間町箱九一三番地二

相続財産管理人　糸口　美鶴

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金八千八十五万円減少し、金四十五億一千百十五万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.ko-koku.jp/

平成二十六年六月十三日

東京都千代田区丸の内三丁目一番一号東京共同会計事務所内

GJCF3特定目的会社

取締役　臼井　正志

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金九千四百七十二万七千九百三十四円減少し、金二百三十五億七千三百五十五万五千五百七十六円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.ko-koku.jp/ir/s03095-b0a34/s03095_15.pdf

平成二十六年六月十三日

東京都千代田区丸の内三丁目一番一号東京共同会計事務所内

エムジージェイワン特定目的会社

取締役　本郷　雅和

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条第一項に基づき、優先資本金の額を五千六百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は平成二十六年二月六日付官報の号外第二十四号五十五頁に掲載されています。

平成二十六年六月十三日

東京都港区虎ノ門三丁目二番一〇―二〇一号　グラスゴーアセット特定目的会社

取締役　井出　清彦

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条第一項に基づき、優先資本金の額を十四億八千五万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

平成二十六年六月十三日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号　カラチアセット特定目的会社

取締役　井出　清彦

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金八億六百九十七万百九十二円（ただし、第一号優先資本金につき金五億四百三十五万六千三百七十円、第二号優先資本金につき金三億二百六十一万三千八百二十二円）減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は平成二十六年五月八日付官報の号外第一〇〇号五十七頁に掲載されています。

平成二十六年六月十三日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号　葵坂特定目的会社

取締役　井出　清彦

訂正公告

平成二十六年六月五日（号外第一二五号）掲載の決算公告（枠組）中、株式会社くみあい青果に係る第三十七期決算公告の「代表取締役社長　松田　庸麿」とあるは、「代表取締役社長　松田　安麿」の誤りにつき訂正します。

平成二十六年六月十三日

扱　店

正誤

ページ	段	行	誤	正
六四	下	二二	様式第一	様式第一の二
六五		一三	生きていない生物	生物

同日（同号外）官庁報告欄官庁事項の部（内閣官房の保有する行政文書の開示に係る権限又は事務の一部について委任をした件の一部を改正する件）

（印刷誤り）

一〇二	上	八	人事政策統括管	人事政策統括官

同日（同号外）官庁報告欄官庁事項の部（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第四十六条及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令第二十二条第一項の規定に基づき、内閣官房における内閣総理大臣の所掌に係る権限又は事務の一部について委任した件の一部を改正する件）

（印刷誤り）

一〇二	上	一七	人事政策統括管	人事政策統括官

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　六月十三日付第一三二号一府調達第一〇九号五六ページ

六〇ページ●同日付第一三三号六四ページ●同日付官ジ●三月二十六日付参会第一〇号一六ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月一、六四二円（本体一、五二〇円）　本号一部一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）